

加 算 金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税（地方法人特別税・特別法人事業税）・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税（環境性能割）・軽油引取税についてかかるもので、次の3種類があります。

過少申告加算金	<p>期限内に申告した場合で、申告額が実際より少額であったため、後日、増額の修正申告をした場合や、県から増額更正を受けた場合にかかります。</p> <p>不足税額 × 10% …… A</p> <p>ただし、不足税額が ①期限内申告税額 ②50万円 のいずれか多い税額 を超える場合には、その<u>超えた税額 × 5%</u> が上記 A に加算されます。</p>
不申告加算金	<p>期限内に申告書を提出しなかった場合にかかります。</p> <p>① 納付すべき税額のうち 50万円以内の部分 × 15% ② " 50万円を超える部分 × 20%</p> <p>ただし、 県の調査による更正・決定があることを予知しないで期限後に申告した場合 ③ 納付すべき税額 × 5%</p> <p>（なお、法定納期限から1月以内に申告書が提出され、かつ納付すべき税額が法定納期限内に納付されている等、期限内に申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合は、不申告加算金はかかりません。）</p>
重加算金	<p>二重帳簿を作るなどして、故意に税を免れようとした場合にかかります。 この場合には、過少申告加算金、不申告加算金はありません。</p> <p>①期限内に申告書を提出しているとき …… 免れようとした税額 × 35% ②期限内に申告書を提出していないとき …… 納める税額 × 40%</p>

※1 なお、過去5年以内に、不申告加算金 または 重加算金を課された者が、再び、不申告加算金 または 重加算金 を課されることになった場合には、上表中の割合に10%加重します。（平成29年1月1日施行）

※2 過少申告加算金 及び 更正予知前等に適用される不申告加算金については、※1の対象外です。